

平塚市簡易止水板等購入費補助金交付制度について

近年、大雨や台風による浸水被害が増加しています。

平塚市では、ご家庭でできる浸水対策の一環として、工事不要で設置できる簡易止水板等を購入する市民の方に費用の一部を補助する事業を実施します。

1 補助金の対象となる方

平塚市内に住所を有しており、御自宅(店舗や事務所等の併用住宅を含みます。)などの出入口やガレージ等に設置するための簡易止水板等を購入する市民の方

※事業者、集合住宅の管理組合等は補助金の対象外とさせていただきます。

2 補助金の対象となる簡易止水板等

設置に際して工事が不要で、高さ 50cm 程度までの浸水に対して軽減効果が期待できる

- ・樹脂製・金属製などの簡易止水板
- ・防水シート・防水フィルム等

の本体と、浸水軽減効果を発揮するために必要な附属品一式(運搬や保管に使うための附属品は除きます。)

なお、補助の対象は市販されている簡易止水板等とし、自作の簡易止水板は補助の対象外となります。

3 補助金額

簡易止水板等の購入価格(消費税、送料、振込手数料や通販サイト等のポイント利用分などは補助の対象外です)の2分の1以内の額とし、100,000円を限度として補助します。ただし、補助金の交付金額に100円未満の端数が生じた場合は、その端数金額は切り捨てます。

例1 本体価格30,000円(消費税除く)の簡易止水板等を3基と
1,500円(消費税除く)の附属品を1セット購入する場合
 $91,500円 \times 2分の1 = 45,750円 \leq 100,000円$
補助金額45,700円

例2 本体価格50,000円(消費税除く)の簡易止水板等を5基と
5,000円(消費税除く)の附属品を1セット購入する場合
 $255,000円 \times 2分の1 = 127,500円 \geq 100,000円$
補助金額100,000円

4 購入前の手続き

購入する簡易止水板等が決まりましたら、購入の前に一度お電話もしくはメールで下水道経営課にお問い合わせください。補助金の予算が上限に達している場合や、簡易止水板等の要件を満たしていないなど、受付ができない場合があります。

受付できる場合は、『平塚市簡易止水板等購入費補助金交付申請予定届出書(第3号様式)』及び簡易止水板等の概要が分かるカタログ・パンフレット等のコピーをご提出いただきます。届出書の確認後、市から補助金対象の可否をお伝えしますので、対象となる場合は購入手続きに進んでいただきます。

5 購入・納品後の手続き

『平塚市簡易止水板等購入費補助金交付申請書(第1号様式)』に次の書類を添えて提出してください。

- ①案内図(ご自宅の周辺の地図、GoogleMap や Yahoo!マップに○を付けたもので構いません)
- ②平面図(ご自宅の見取り図…大雨などの実際に使うときにどの辺りに簡易止水板を設置するか分かる図、手書きで構いません)
- ③購入費の領収書の写し
- ④購入した簡易止水板等の写真(購入した簡易止水板等のメーカー名や購入数がかかるように撮影してください)

6 交付決定

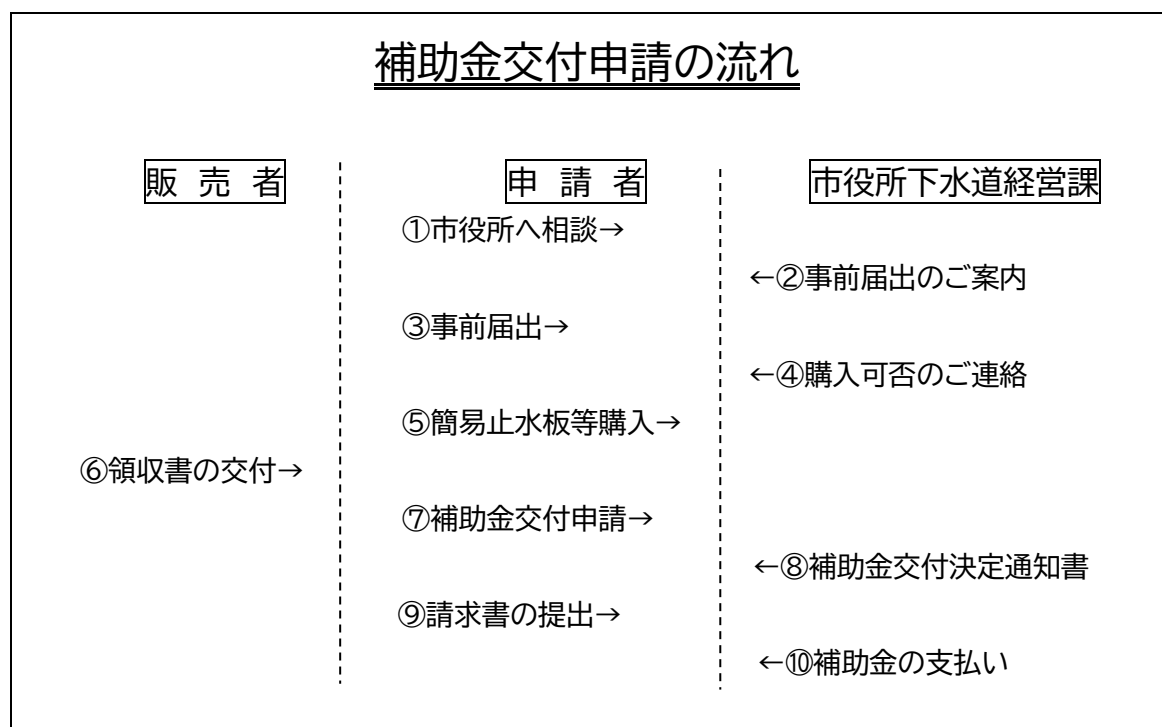
提出された書類を審査後、不備がなければ補助金交付決定通知書を送付します。

7 補助金の請求

補助金交付決定通知書が届きましたら、請求書を提出してください。後日、ご指定の口座に振り込みます。

8 その他

- ・ 補助金の交付は、申請者1人もしくは同一住所につき1回限りとします。
- ・ 申請資格の審査において、市税等の納付状況を確認しますのでご了承ください。



申請・問い合わせ先 平塚市役所下水道経営課総務担当

TEL 0463-21-8786(直通)

TEL 0463-23-1111(代表) 内線2451

E-mail gesuikeiei@city.hiratsuka.kanagawa.jp